

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

新たな民間活用に関する方針策定に向けた
検討状況（中間とりまとめ）について

資料 新たな民間活用に関する方針策定に
向けた検討状況（中間とりまとめ）

令和元年 11月21日

総務企画局

本市では、民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けた民間活用に関する取組を進めているところであり、現在、「川崎市民間活用推進委員会」において調査審議を行っている『新たな民間活用に関する方針』の策定に向けた検討状況について「中間とりまとめ」として報告する。

1. はじめに

「新たな民間活用に関する方針」は、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を、「民間活用」の視点から推進するための考え方を示すものであり、市民サービスの提供等における本市が目指す民間活用の考え方や取組の基本的な方針等を整理し、効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上の実現につなげることを目的に策定するものである。

2. 主な検討経過

「新たな民間活用に関する方針」は、「川崎市民間活用推進委員会」において、審議を行いながら検討を進めているところである。

第1回 川崎市民間活用推進委員会（令和元年5月24日）

「新たな民間活用に関する方針 策定の考え方」等について調査審議（令和元年6月6日総務委員会報告）

第2回 川崎市民間活用推進委員会（令和元年8月1日）

『「新たな民間活用」の基本的な考え方』のほか、地域経済活性化に向けたPPP/PFIの取組（市内事業者の参加促進等）について調査審議

第3回 川崎市民間活用推進委員会（令和元年9月5日）

民間活用の検討プロセス、民間提案制度、知的財産を含む情報の取り扱い、モニタリング手法について調査審議

第4回 川崎市民間活用推進委員会（令和元年11月14日）

これまでの議論を踏まえた「新たな民間活用に関する方針」の全体像について調査審議

令和元年度中の方針策定に向けて取組を推進

3. これまでの民間活用の取組の考え方

本市では、これまで「川崎市における新事業手法導入に関する基本方針」（平成13年1月策定）、「新事業手法（川崎版PFI）導入実務指針」（平成14年5月策定）、「民間活用ガイドライン」（平成20年11月策定）などの方針に基づき民間活用の取組を推進してきた。

〈これまでの民間活用の考え方のポイント〉

- 効率的な職員配置（量的改革）の観点等から、民間活用の考え方がスタート
- 「民間活用」を「公共サービスの提供主体（プレーヤー）を民間部門にゆだね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うこと」として定義
- 当初から「民間部門」を「民間企業」だけではなく「市民団体」や「NPO」なども含めた概念として整理しているものの、施設運営や市民サービス提供の補完的な役割を担う者（市民サービス等の担い手）としての位置づけが中心

4. 今後の民間との連携に向けて必要な視点

（1）多様な主体との連携による取組推進

公共サービスの領域においては、多様な担い手による新たな公共空間の創造や、社会的な課題に取り組む活動など、これまでの発想の延長線上ではないサービス提供が求められている。また、限られた資源や財源を有効に活用し、真に持続可能な社会を構築していくためには、本市が公費を直接的に投入して課題解決するだけでなく、市民の主体的な取組を促し、地域で互いに助け合うしくみを強化することも求められている。

こうした背景のもとで、民間活用を推進するにあたっては、さまざまな主体の出会いと相互作用の中で、多様な担い手が互いに連携したサービス提供を行い、地域課題の解決や豊かな市民生活を実現するといった視点を踏まえる必要がある。

（2）資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用

本市の公共施設等の整備や管理運営事業の実施においては、資産マネジメントの視点から「施設の長寿命化」「資産保有の最適化」「財産の有効活用」の方針に基づいた取組が求められている。

「施設の長寿命化」「資産保有の最適化」の観点から、市民ニーズの多様化への対応や増大する都市インフラや公共施設の更新等に対応するためには、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大や、施設更新時における複合化による利便性の向上と財政負担の抑制等の取組を講じることが求められている。

「財産の有効活用」については、利活用の対象となる財産や活用方法を拡大していく必要があるとともに、公有財産そのものをまちづくりや地域課題の解決等におけるシーズとして利活用することが有効であると考えられる。

〈今後の民間との連携に向けて必要な視点〉

視点①多様な主体との連携による取組推進

- 様々な主体との連携により、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現をめざす

視点②資産マネジメントの考え方を踏まえた民間活用

- 民間ならではの発想・アイデアにより既存施設の多目的化や複合化を図り、市民サービスの向上と財政負担の抑制を実現する
- 民間ならではの発想・アイデアにより公有財産そのものをまちづくりや地域課題解決等におけるシーズとして利活用する

その他、これまでにPFI法をはじめとする法令の改正や国における新たな制度の創設（優先的検討の考え方など）など民間活用を取り巻く環境に変化が生じていることから、これらの状況変化も踏まえて取組を推進する。

5. 本市がめざす民間活用の基本的な考え方

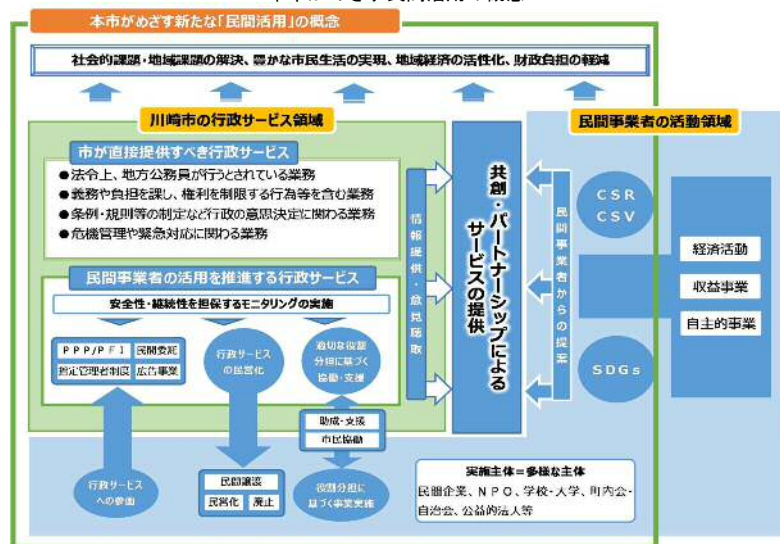
今後の本市の民間活用においては、上記の視点を踏まえつつ、「民間」を従来からの連携パートナーである民間企業のみならず、NPO法人や自治会等を含む「多様な主体」として捉え直し、あらゆる施策分野での事業発案及び公共サービス提供（事業実施）において、次の基本姿勢に基づき民間活用を図っていく。

〈民間活用にあたっての基本姿勢〉

- 民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「そのサービスの質の向上の実現」につなげる
- 本市が率先して民間をより最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識し、本市と民間が、「公共」を共に担い、共に創り上げていく

そして、今後はこれまでの本市の行政サービス領域の担い手として民間の活用を図る考え方に加え、本市からの積極的な情報発信や対話を実施しながら、民間との共創・パートナーシップによるサービスの提供の機会を充実し、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現等を目指していく。

本市がめざす民間活用



6. 民間活用の取組の方向性

(1) 対話・提案を活用した民間活用の促進

① 民間提案の促進

本市が今後進めていく民間活用においては、民間ならではの発想によるアイデア、ノウハウ等を、あらゆる施策分野において最大限に活用し、地域課題の解決や市民生活の豊かさなどを実現することを目指しており、事業実施への民間のノウハウ・創意工夫の活用はもとより、民間からの積極的な発意による事業創出を期待するものである。

そこで、本市では、引き続きPFI法に基づく民間提案制度の運用を適切に行うとともに、他の事業分野においても民間提案制度を活用することで、民間独自の創意工夫やノウハウ及びアイデアによる事業の発案をより一層促し、さまざまな事業への民間活用の適用につなげていく。

検討のポイント

- 幅広く民間からの提案を求めていく趣旨から、テーマを設定し、それらを公表しながら民間の発意を求める提案募集方式（テーマ型）と、本市の取組全般にわたって民間の自由な発意による提案を求める自由発案方式（フリー型）の手法を検討
- 提案受付の要件および評価基準を検討
- 提案採用後の提案者へのインセンティブについて検討

② 対話の充実

本市の事業へのアイデアや民間活用の可能性（民間ノウハウの発揮の余地、事業ポテンシャル）に関する民間目線からの確認、事業に対する民間の参画可能性の把握の他、事業初期段階からの情報提供による優れた事業提案の誘引、事業参加者の裾野拡大等をねらい、さまざまな機会を通じた民間との対話を実施していく。

検討のポイント

- プラットフォームやサウンディング調査などの対話プロセスの整理
- 対話によって提供された知的財産を含む情報の取り扱いについて検討

PFI法に基づく民間提案制度の概要

平成23年のPFI法の改正によって設けられたPFI法第6条に基づく制度であり、同条により民間側から公共施設の管理者等（国や地方自治体）に対して事業実施の提案ができることが明確に位置付けられているとともに、管理者等は民間側からの提案に対する回答義務がある。

【PFI法に基づく民間提案制度の流れ】



PFI法に基づかない民間提案制度（他都市事例）

【提案インセンティブ付与】

事業化に対する民間事業者によるアイデア・工夫を含んだ提案を募集し（事業発案時の対話）、提案採用決定後、提案採用事業者に対して公募に向けた条件整理のためのヒアリングを行い（公募条件検討時の対話）、事業者選定の評価において、提案採用事業者へのインセンティブ付与を行うもの。

例）さいたま市「さいたま市提案型公共サービス公民連携制度」

【テーマ型・フリー型の提案募集方式】

行政側から民間事業者へテーマを示し、そのテーマに対する公民連携事業の提案やアイデア等を募集する仕組み（テーマ型）と、民間事業者が行政との公民連携を希望する事業等やアイデア等を、テーマを問わず自由に提案できる仕組み（フリー型）により民間提案の募集方式を設定している自治体もある。

※ 提案後の流れ

提案後は、提案者と共同推進課及びテーマを提示した所管部局で対話を実施する。対話の結果、実現性があると判断したものについて、実現化・事業実施に向けた調整を進める。なお、実現に向けて、提案内容や対話の結果によって、

- 1) 提案に基づき、提案者と連携する場合
- 2) 提案に対して、審査・選定等を行い、連携者を選定・絞り込む場合
- 3) 提案を参考に、改めて事業実施者を定めるために再度公募等の手続を実施する場合 があるとしている。



出典：横浜市 共同推進室

(2) 優先的検討指針に沿った庁内検討プロセスの構築

民間活用を適切かつ継続的に図るため、**民間活用導入に係る検討を一定のルール・プロセスに基づき実施**する。また、検討においては、行政の目線だけではなく、民間の目線から意見を把握することも重要であり、**検討プロセスの中に民間との対話のステップを設定**する。

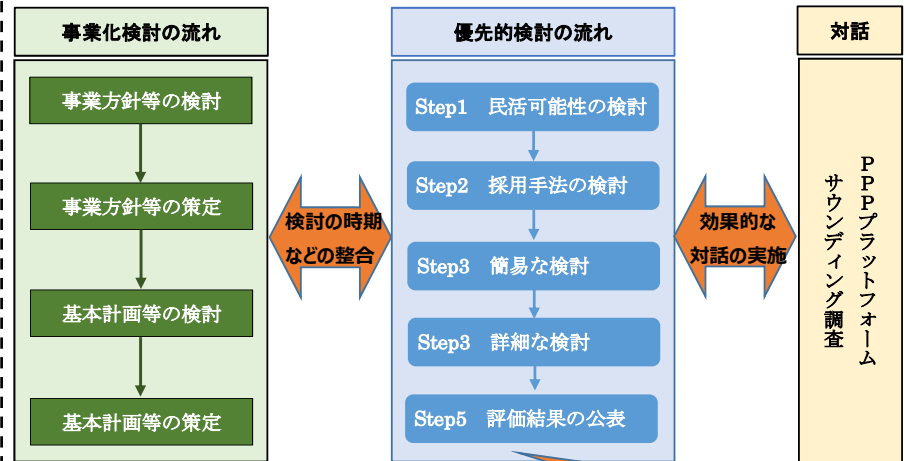
検討のポイント

- 民間活用を優先的に検討する**対象事業、検討内容**（定量的評価、定性的評価など）の整理
- 計画策定等の**事業化検討の流れ**を踏まえた**民間活用検討プロセス**の検討
- 効果的な**対話の実施時期等**の検討
- 検討プロセスにおける**手続きの適正性**の確保（第三者評価など）の考え方の検討

「優先的検討とは」

優先的検討とは、公共施設等の整備等の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等の運営等の方針の見直しを行なうに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することであり、国の示す「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（優先的検討指針）において、公共施設等の管理者が運用する上での準則を定めている。

庁内検討プロセスの検討イメージ



- ・各ステップでの検討内容の整理
- ・手続きの適正性の確保の考え方の検討 など

(3) 民間活用対象事業の情報発信・情報共有

民間活用の導入検討の進捗にあわせ、**公表可能な情報をリスト等で公表**するとともに、**情報共有の場**（プラットフォーム等）を利用し、どのような事業があるのか、行政や地域が抱える課題は何か、民間に求める事項は何かなど、**検討の初期段階から具体的な事項を情報発信し、民間からの独創的なアイデアや発想による事業発案を促していく**。

検討のポイント

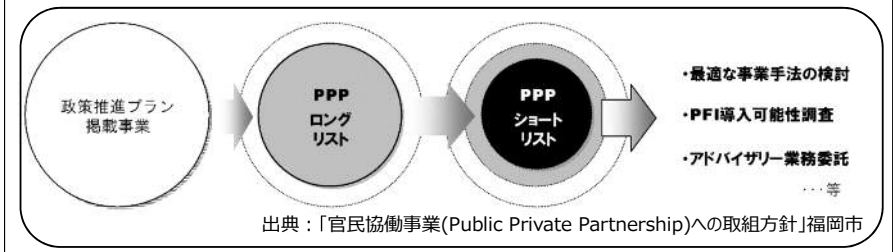
- 民間活用の導入検討の段階に応じた公表内容等の検討
- 民間活用の検討プロセスに応じた効果的な情報発信・情報共有のあり方の検討

リストの公表等による情報発信の取組例

【ロングリスト・ショートリストの公表】

ロングリストとは、民間事業者の事業参画検討と民間発案を促すため、将来的に民間活用による事業実施の可能性が見込まれる事業（民間活用の検討を始めた事業）を取りまとめたリストである。ショートリストとは、民間活用の導入可能性が一定程度確認された事業のうち、最適な民間活用手法や事業費の詳細な検討を行うための予算が確保された事業をとりまとめたリストである。それぞれ、事業実施の可能性があるものを事業の進捗度合いにより整理したものであり、事業目的・事業内容・事業スケジュール（見込み）・民間に期待する事項などを掲載している例がある。

例）福岡市、別府市など



出典：「官民協働事業(Public Private Partnership)への取組方針」福岡市

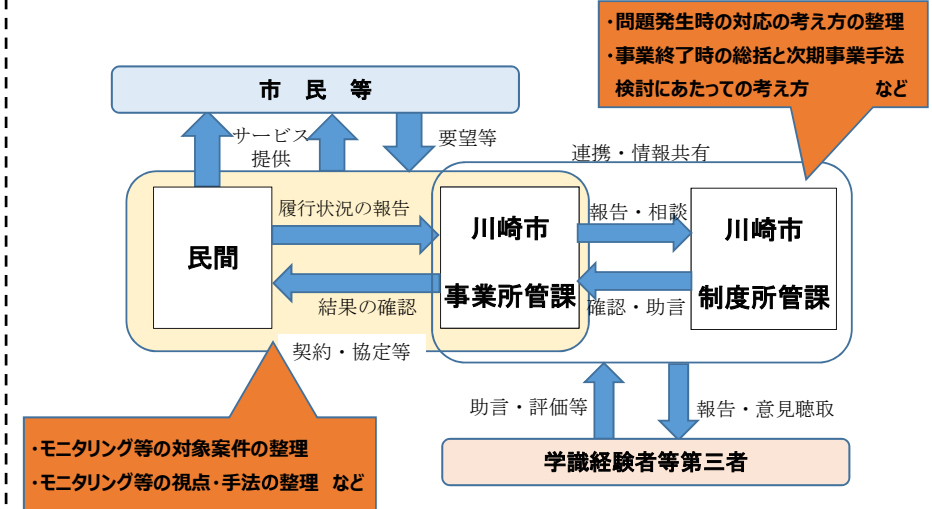
(4) モニタリング等のルールの明確化

民間活用を進めるにあたっては、サービスの質、安全性、継続性が十分に確保される必要があり、所期に設定した事業の目的等の達成状況を確認し、より良質な公共サービスの実現に向けて必要な見直しを行っていくことが重要であることから、**モニタリング等のルールの明確化を図る**。

検討のポイント

- モニタリング時の民間事業者と本市（事業所管課と制度所管課）等の役割の再整理
- 学識経験者等第三者の専門的・公正・中立な立場からの意見聴取のしくみの構築
- 事業終了時の総括（効果検証・課題把握）と次期事業の手法検討のあり方

各主体の役割の再整理イメージ



- ・モニタリング等の対象案件の整理
- ・モニタリング等の視点・手法の整理 など

(5) 市内事業者の民間活用事業参画促進

多様な主体との恒常的な連携を目指していく中で、地域の社会経済の中心的な担い手である市内事業者との連携は、地域振興・地域経済の活性化という観点に加え、地域ニーズへのきめ細かな対応など市内事業者ならではの強みを活かすことで、事業の効果をより一層高めることにつながることから、市内事業者が民間活用事業に積極的に参画できるよう、環境・条件を整備していく。

検討のポイント

- 情報発信、基礎知識の習得機会の環境整備、多様な事業者とのJV組成の環境整備等の検討
- 選定事業者による市内事業者への優先発注の促進
- 市内事業者が事業参画する場合の事業者選定時の加点等の配慮

基礎知識の習得機会、多様な事業者とのJV組成の環境整備イメージ



P P Pプラットフォームの場などを活用し、基礎知識の習得、多様な事業者とのJV組成の環境整備などを検討。

事業者選定時の加点等の例

【川崎市（総合評価一般競争入札適用事業）】

評価項目として、「企業の地域貢献度」を評価することを基本としており、「災害時における本市との協力体制」や「本社の所在地」、「共同企業体における市内中小事業者の構成」などを評価項目として設定している。
※ただし、W T O適用案件では、「本社の所在地」、「共同企業体における市内中小事業者の構成」は評価項目から除外。

【北九州市 北九州市黒崎副都心「文化・交流拠点地区整備等 P F I 事業」】(W T O適用対象)

《審査基準》

提案書評価点 6 0 点満点中 4 点を「地域貢献」に配点し、「地元企業との協力や雇用、備品・資材調達など、地域経済の活性化に寄与する有効な対応が具体的に示されている」か否かを評価の視点としている。

【山梨県 山梨県防災新館整備等事業】(W T O適用対象)

《審査基準》

提案書評価点 6 0 0 点満点中 6 0 点を「地元経済の活性化」に配点し、「県内企業の参加」、「県内業からの調達」、「県内産の資材の活用」、「県内からの雇用の創出」の観点から評価。

【参考】W T O 政府調達協定

第 4 条 第 1 項

各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a) 国内の物品、サービス及び供給者

(b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

第 8 条 第 1 項

調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

7. 今後のスケジュール

令和 2 年 1 月下旬：新たな民間活用に関する方針（案）公表（パブリックコメント手続の実施）

令和 2 年 3 月中旬：第 5 回川崎市民間活用推進委員会開催

令和 2 年 3 月：新たな民間活用に関する方針 策定